

山口県森林総合情報システムの更改に伴う基本設計業務仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、山口県（以下「発注者」という。）が委託する山口県森林総合情報システムの更改に伴う基本設計業務（以下「本業務」という。）に適用するものである。

(目的)

第2条 本業務は、山口県森林総合情報システム（以下「現行システム」という。）のシステム更改に伴う基本設計を行う。

平成 17 年度から運用している現行システムは採用パッケージ製品が令和 7 年度に保守終了を迎える。これまで保守継続を目的に後継製品へ更新することで現行システムを維持管理してきたが、森林管理や森林施業を取り巻く環境が大きく変化していることから、当該システムの次期更新にあたっては単純なシステム更新ではなく、後継製品に縛られない機能強化を含むシステム更改とする。このことによるシステム構築を令和 7 年度に実施するあたり、本業務ではシステム構築の前提となる基本設計を行う。設計にあたっては他都道府県での導入実績があり、一元管理や共有に関するデータ要件やシステム間連携要件の標準仕様が明確な森林クラウドシステムに準拠したシステム（以下「次期システム」という。）への更改を前提とする。本仕様書において森林クラウドシステムとは、森林情報高度利活用技術開発事業における「森林クラウドシステム標準化事業」（平成 25～29 年度、林野庁実施）の成果物(*)にて定義されたものをいう。

なお、次期システムは令和 7 年度にシステム構築と仮運用、令和 8 年度に正式運用を目指す。

(*) 森林クラウドシステム標準化事業・森林クラウド実証システム開発事業合同成果報告会

https://www.jipdec.or.jp/eventseminar/event/u71kba000000gc15-att/01_standards_summary.pdf

(業務期間)

第3条 契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日までとする。

(業務概要)

第4条 本業務の概要は、以下の通りとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 現行システムと次期システムとの比較（既存森林計画図簿の比較・検証）
- (4) 次期システムの要件定義書および基本設計書の作成
- (5) 次期システムの運用方針の検討
- (6) 業務報告書（利用手順書、移行計画書および検討結果の取りまとめ資料）作成
- (7) 打合せ協議

(準拠法令等)

第5条 本業務は、委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき実施する。

- (1) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）
- (2) 森林法施行令（昭和26年7月31日政令第276号）
- (3) 森林法施行規則（昭和26年8月1日農林省令第54号）
- (4) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）
- (5) 森林経営管理法施行令（平成30年政令第320号）
- (6) 森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）
- (7) 森林経営管理制度に係る事務の手引（平成31年3月 林野庁計画課）
- (8) 林地台帳及び地図整備マニュアル（平成28年10月公表、令和2年6月改訂）
- (9) 林地台帳及び地図運用マニュアル（令和2年6月）
- (10) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (11) 測量法施行令（昭和24年政令第322号）
- (12) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- (13) 地理情報標準プロファイル（国土交通省国土地理院）
- (14) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (15) 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（郵政省告示第73号）
- (16) 総合行政ネットワーク 基本規程（地方公共団体情報システム機構）
- (17) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (18) 山口県情報セキュリティポリシー（令和4年4月）
- (19) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (20) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年1月個人情報保護委員会）
- (21) 森林クラウドシステムに係る標準仕様書 Ver. 6.1（令和4年3月）
- (22) 森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン Ver. 6.0（令和3年3月）
- (23) 森林資源データ解析・管理標準仕様書案 Ver. 2.0（令和4年7月）
- (24) 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（平成22年9月内閣官房）
- (25) 地理空間情報活用推進基本計画（令和4年3月閣議決定）
- (26) オープンデータ基本指針（平成29年5月官民データ活用推進戦略会議）
- (27) 山口県業務継続計画（BCP）〔大規模災害対応編〕（令和6年3月）
- (28) その他関係法令、規則、通達等

(業務指示)

第6条 本業務を実施するにあたり、受注者は当該契約に基づき発注者と綿密な連絡をとり、その指示を受けなければならない。

(管理技術者等の選任)

第7条 管理技術者にあたっては、下記(1)～(3)の森林に係る資格のうち1つ以上を有している者、担当技術者にあたっては下記(4)～(9)の情報に係る資格について1つ以上を有し

ている者を配置することが望ましい。

なお、受注者はその証として審査登録されている証明書を発注者に提出すること。

また、管理技術者と担当技術者は兼務できないものとする。

- (1) 文部科学省認定「技術士（森林部門）」
- (2) 一般社団法人日本森林技術協会認定「森林情報士（森林 GIS-1 級）」
- (3) 他都道府県にてクラウドシステムによる森林 GIS 導入業務の実施責任者として構築・導入した実績があること
- (4) 社団法人日本測量協会認定「空間情報総括監理技術者」
- (5) 文部科学省認定「技術士（情報工学部門）」
- (6) 経済産業省認定「情報処理安全確保支援士」
- (7) 経済産業省認定「プロジェクトマネージャ」
- (8) 経済産業省認定「ITストラテジスト」
- (9) 経済産業省認定「ITサービスマネージャ」

(業務計画)

第8条 業務着手前に本仕様書に基づき、工程毎の業務方法及び内容についての計画を立案し、工程表を含む業務計画書、管理技術者届及び担当技術者届を発注者に提出して発注者の承認を得なければならない。

(作業状況の報告)

第9条 受注者は、本業務の各工程が終了する毎に、作業状況及び作業内容の報告を文書により行い、次の工程に進むものとする。

(諸事故の処理)

第10条 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受注者の責任において解決するとともに、発生原因、経過、損害の内容を速やかに発注者へ報告しなければならない。

(貸与資料)

第11条 本業務を遂行するにあたり、発注者は受注者に各号に掲げる資料を貸与するものとするが、受注者は、貸与資料の取り扱いについては十分に注意し、破損、汚損のないように慎重に取り扱わなければならない。

また、貸与された資料等については、発注者の許可なく複製してはならず、本業務以外での利用を禁止する。本業務完了後は速やかに発注者に貸与資料を返却しなければならない。

- (1) 森林簿・森林計画図
- (2) 林地台帳・林地台帳付図
- (3) 森林施業履歴の情報
- (4) 林道、作業道の情報
- (5) 保安林の情報
- (6) 現行システムマニュアル

- (7) 現行システムデータ定義書・各種コード表
- (8) 山口県森林総合情報システム構成図（関連サブシステム含む）
- (9) その他本業務に関連すると認められる資料

（現行システム）

第12条 現行システムの仕様及び注意事項は以下のとおりとする。

- (1) GIS エンジン
 - ESRI 社 ArcGIS Enterprise 10.8.1
 - ESRI 社 ArcGIS Desktop 10.8.2 (ArcMap)
- (2) DB エンジン (RDBMS)
 - Oracle 社 Oracle Standard Edition2 19c (19.3.0)
- (3) Web-GIS
 - ESRI 社 ArcGIS Server 10.8.1
 - 以下の3つのWEB-GISが稼働
 - ・ユーザ登録(*)が必要なイントラネットのWEBサイト
 - ・ユーザ登録(*)が必要なインターネット上のWEBサイト
 - ・ユーザ登録不要の公開WEBサイト（山口県森林情報公開システム）
cf. https://forestgis.pref.yamaguchi.lg.jp/shinrintop/index_public.html
 - (*)ユーザ認証は県独自実装（MACアドレス認証）
- (4) Web-GIS 連携 Mobile アプリ
 - ESRI 社 ArcGIS Filed Maps
- (5) Endpoint セキュリティ
 - TrendMicro 社 Apex One
- (6) OS
 - Microsoft 社 Windows Server 2016（県独自プライベートクラウド上の仮想環境）

（成果品の検査）

第13条 受注者は、完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を準備し、作業責任者が立会いの上、検査を受けなければならない。

（成果品の帰属）

第14条 本業務における成果品の帰属は、すべて発注者とする。受注者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。

（損害賠償及び瑕疵担保）

第15条 受注者は、業務完了後に受注者の過失又は疎漏等に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに成果品を修正しなければならない。なお、これに要する経費は、受注者の負担とする。

また、瑕疵の修正の請求は、当該成果品の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

(守秘義務)

第16条 受注者は、本業務の遂行上知り得た事柄を、第三者に漏らしてはならない。守秘義務についても、本業務が完了した後、又は契約が解除された後も同様に、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 作業を行う部屋の特定制と室外持出禁止
作業を行う部屋は固定し、入室管理及び施錠できること。
- (2) パソコン等使用時の措置
パソコンを使用する場合は、ID 又はパスワードによって業務従事者のみがデータ入力及び閲覧できる措置を講じ、入力した個人情報等は、本業務後に確実に消去すること。
- (3) 個人情報等の保管方法
発注者から貸与された個人情報等は、鍵のかかるロッカー等に保管すること。
- (4) 個人情報等の受け渡し
個人情報等の移動は、安全及び確実な方法で行うこと。
- (5) 業務従業者の教育・指導
本業務を履行するにあたり、受注者が求める守秘義務に万全を尽くすように、発注者は業務従事者への教育及び指導を徹底すること。

(情報セキュリティ)

第17条 受注者は、山口県情報セキュリティポリシー、山口県情報セキュリティポリシー利用者実施手順等に基づき、適切なセキュリティ対策を講じること。加えて、本業務において取り扱う各種情報について、別記の個人情報取扱特記事項のとおりとし、この業務が終了し又は解除された後においても同様とする。

(疑義)

第18条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

(納期)

第19条 本業務の納期は、令和7年2月28日までとする。但し、作成する要件定義書および基本設計書については、次工程のシステム構築作業における基本資料として（令和7年度事業計画のために）令和7年7～8月に中間報告を行うこととする。なお、その他についても納期期間内であっても、本業務の内完成した成果品については提出を求める場合がある。

(中間報告)

第20条 前項のとおり、中間報告は発注者が作成する次期システム構築業務仕様書（令和7年度実施）の入力となるため、受注者は、発注者が作成するこの仕様書の作成を支援すること。

(納入場所)

第21条 本業務における成果品の納入場所は、山口県農林水産部森林企画課とする。

第2章 業務内容

(計画準備)

第22条 本業務の目的、内容を把握し、仕様に即した最適な作業を円滑に進めるとともに、工程及び所定の品質を確保するために必要な資料、機材、技術者配置や工程を計画し、工程については円滑業務管理を行うための手法を提示し、業務実施体制及び連絡体制を示すこと。また計画された内容については、業務計画書としてとりまとめ、発注者の理解を得ること。

(資料収集整理)

第23条 業務を実施するに当たり必要と考えられる資料を収集し整理すること。本業務において必要となる各種資料は、発注者から受注者へ貸与するものとする。受注者は、貸与された資料の収集整理を行うものとし、その資料の保管、管理及び取り扱いについては、十分に注意するものとする。

(市町・組合等への移行説明会)

第24条 現行システムから次期システムへの切り替え方針（一括、待受け、平行稼働等）を明確化し、その上で移行後はどのような仕組みに変わるか、市町・森林組合・林業事業体の実情にあわせた移行説明会を実施する。説明会は同一内容を複数回（計4～5回程度）実施し、参加者が都合にあわせて参加できる形態とする。説明内容は次期システムの運用方針（案）および機能（案）を中心とするが、説明資料は発注者と協議の上、受注者が作成することとする。

(運用方針検討)

第25条 現行システムの機能や運用状況と森林クラウドシステムの標準仕様を整理したうえで、前項の説明会を通じて得られた市町・森林組合・林業事業体からの意見も加味して、山口県に最も適した次期システムと各種データの取り扱い等を検討し、運用方針をとりまとめる。なお、運用方針については、森林GIS構築業務に精通した第三者（有識者）と、協議のうえ作成することが望ましい。

(機能検討)

第26条 次期システムに搭載すべき機能を検討しとりまとめる。次期システムの機能は現行システムの実体を踏まえつつ、原則、森林クラウドシステムの標準仕様（基本仕様および推奨仕様）に準拠する。また、検討においては森林クラウドシステムで標準化されていない未定義領域や拡張仕様など、本県の森林・林業行政の課題解決に向けたソリューションとして必要な機能を広く提案すること。なお、「森林クラウドシステムに係る標準仕様書」における『木材需要者が求める森林情報に関する標準仕様』に相当する機能は必須とする。

(現行システムとの比較・変更点洗い出し)

第27条 前項まででまとめる運用方針と機能を、現行システムと比較し、変更点（差異）を整理する。整理にあたっては、現行システム利用者が次期システムでは現行システムからどのように変わったか理解できるかたちとすること。

(要件定義書作成)

第28条 前項まででまとめる運用方針、機能および現行システムとの差異を整理し、次期システムの要件定義書を作成する。

なお、要件定義においては、新しい業務要件（新規事務的要件）は無いことから現行事務を次期システムでも継続できること、言い換えれば、現行事務継続に必要な要件がまとめられている内容とすること。

(基本設計書作成)

第29条 前項まででまとめた内容を用いて、次期システムの基本設計書を作成する。

なお、基本設計においては、システム運用時のコスト構造（サービス利用料等）を明確化しランニングコストの抑制に努めたデザインとすること。

(利用手順書作成)

第30条 前項まででまとめた内容から、次期システムの利用手順書（素案）を作成する。その際、利用者向けと管理者向けを作成すること。加えて利用者向け手順書については、可能な限り、システム操作研修会資料としても展開可能な素案とすること。

(移行手順作成)

第31条 次期システムに移行、搭載するデータを整理するとともに、どのように移行するかについて具体案（移行手順）を作成する。特に次の3点に留意すること。

- 現行システムから次期システムへの移行がサブシステム単位やユーザ単位などの複数ステップとなる場合は、各ステップの内容がわかること
- 移行に伴うデータ形式の変更が必要な場合は、その具体的な変換手順がわかること
- 移行できない、もしくは移行しないデータや機能がある場合は、これらがわかること

(移行計画書作成)

第32条 前項で検討する移行手順を移行計画書（案）としてとりまとめること。移行計画は次期システムへ切り替える前に一部機能、もしくは一部ユーザを対象として仮運用（試用）期間を設け、一定の稼働確認後に正式に本番稼働を開始する計画とすること。従って、計画においては、仮運用期間における現行システムと次期システム間で業務およびデータの整合性を失わないよう留意すること。

(非機能要件)

第33条 次期システムを構築するにあたり、発注者の現行システムの情報システム環境、ネットワーク構成等の把握、各種システムの要件などを確認すること。特に、現行システムが保持する次の3点については詳細に確認した上で、これらを含む非機能要件として要件定義書（または基本設計書）に記載する（第28条、第29条参照のこと）、もしくは現行システムからの変更点（第27条参照のこと）としてまとめること。

- 「山口県業務継続計画（BCP）[大規模災害対応編]」において目標復旧時間が12時間と定義されてこと

- Endpoint セキュリティ製品が導入済みであること
- 利用者の誤操作によるデータ消失からの回復を想定した日次バックアップ運用があること

(新森林計画図簿作成)

第34条 現行システムから森林計画図及び森林簿を移行するにあたり、どのような機能やアウトプット（帳票出力）が必要になるか等を検討すること。特に現行システムとどの程度の乖離や変化が生じるか確認すること。また、次期システム移行時にどのような事務的な課題や支障が生じるかを整理し、課題等が生じる場合は、解決策も検討するものとする。検討された解決策（今後の運用）については、県、市町、林業事業体が森林情報を効率良く共有するため、現行システムからの変更点として把握したうえで（第27条参照のこと）、移行説明会等を通じて周知すること。（第24条参照のこと）

(報告書作成)

第35条 上記をとりまとめ、業務報告書を作成する。

(打合せ協議)

第36条 打合せ協議は、着手時、機能検討時、説明会時、納品時の計4回を必須とし、必要に応じて随時リモートでの開催を検討し、業務をスムーズに遂行できるように努めること。

第3章 成果品

(成果品)

第37条 業務の成果品は、以下のとおりとする。

なお、成果品は、外付けHDDと印刷物で納品すること。

- | | | |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 次期システム要件定義書（中間報告対象） | 1式 |
| 2 | 次期システム基本設計書（中間報告対象） | 1式 |
| 3 | 次期システム運用方針書 | 1式 |
| 4 | 次期システム移行計画書（案） | 1式 |
| 5 | 次期システム利用手順書（素案） | 1式 |
| 6 | 業務遂行中に作成・検討した結果資料 | |
| | （1）現行システムと次期システムの変更点（ギャップ分析結果） | 1式 |
| | （2）次期システム森林計画図簿（shape形式、CSV形式） | 1式 |
| | （3）移行説明会資料 | 1式 |
| | （4）その他監督員が指示するもの | 1式 |
| 6 | 業務報告書（業務計画書を含む） | |

以上

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(複写・複製等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(遵守状況に関する報告)

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(監査等)

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行

うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

第 14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報
情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先
により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに
甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとると
ともに再発防止の措置を講じなければならない。

- 2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状
況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場
合には、この契約を解除することができる。

- 2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者
が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。